# 令和８年度　長沼町未来をひらく人づくり事業
# スポーツ大会出場費助成事業実施要項

１　趣　　旨　　長沼町未来をひらく人づくり基金条例に基づき、青少年におけるスポーツ大会に出場する個人又は団体に対し、その費用の一部を助成します。

２　主　　催　　長沼町

３　事業期間　　令和８年４月から令和９年３月までに行う大会

４　対 象 者　　下記の個人または団体が対象となり、同一対象者への助成は、事業期間内において、「５対象となる大会」の種類ごとに１回を限度とします。

【個人】

・町内に住所を有し、かつ、個人種目に出場する選手であって、小学校、中学校又は高等学校に在学する児童又は生徒。

・個人種目に出場する者の指導者。ただし、町内において指導を行う者に限る。

・団体種目の大会規定等により団体の構成員として認められた選手、監督等で構成される団体が大会に出場する場合における当該団体の構成員である個人（小学校、中学校又は高等学校に在学する町内に住所を有する児童又は生徒に限る。）

【団体】

・団体種目の大会規定等により団体の構成員として認められた選手、監督等で構成される町内に所在する団体で、全構成員の３分の２以上が町内の小学校、中学校又は高等学校に在学する児童又は生徒により構成される団体及びその団体の指導者

５　対象となる大会　　助成対象者が地区の予選大会で優秀な成績を収めて出場する大会であって、次のいずれかに該当する大会とします。

・国際大会（オリンピック競技大会、世界選手権大会、アジア競技大会等の国際規模の大会及びその出場権を得るための大会をいう。以下同じ。）

・全国大会（国又は公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する競技団体若しくはこれに準ずる団体（公益財団法人日本スポーツ協会未加盟競技団体であっても、同一競技種目団体を統

括している団体）が主催又は共催する大会をいう。以下同じ。）

※優秀な成績とは…

(1)優勝すること。

(2)種目別における参加する人数又は団体数の上４分の１以内に入賞すること。

(3)その地区の予選大会の上位の大会に参加することができる標準記録に達したことにより当該上位の大会の出場権を得ること。

また、上記の大会以外でも、次のいずれかに該当する大会は対象となります。

・助成対象者が特定の選考大会（地区の予選大会に準ずる大会と町長が認める大会をいう。）の成績により、全国又は全道を統括する競技団体から上位の大会へ出場することの推薦を受けた場合に出場する当該上位の大会

・助成対象者が全国又は全道を統括する競技団体から日本代表又は北海道代表として選抜された場合に出場する国際大会又は全国大会

６　対象とならない大会

学校教育活動の一つとして行われる大会で、下記の法人又は団体が主催又は共催する大会

・公益財団法人全国高等学校体育連盟
・公益財団法人日本高等学校野球連盟
・公益財団法人日本中学校体育連盟
・北海道高等学校体育連盟
・一般財団法人北海道高等学校野球連盟
・北海道中学校体育連盟

また、国民体育大会、各種親善大会又は交流大会も対象となりません。

７　対象経費

・渡航経費（航空賃、船賃、鉄道賃、車賃など）
・滞在費（宿泊料、食費など）
・大会参加費

８　助成金の額　　助成金の額は、補助対象経費の２分の１以内の額とし、１人につき、次の表に掲げる助成限度額内とします。

| 大会の種類 | | | 助成限度額 |
|---|---|---|---|
| 国際大会 | 国外開催 | | 30,000 円 |
| | 国内開催 | 道外開催 | 20,000 円 |
| | | 道内開催 | 5,000 円 |
| 全国大会 | 道外開催 | | 20,000 円 |
| | 道内開催 | | 5,000 円 |

※助成金の合計額は２０万円を限度とします。
※当該事業に対して、国、道及び他団体からの助成等がある場合には、対象経費から控除します。
※国内の大会における宿泊料及び食卓料については上限があります。

９　申請書類　　申請をされる場合は、次の書類を提出願います。
・芸術文化・スポーツ大会出場費助成申請書
・大会出場の確認できる書類
・団体の場合は、大会出場者の名簿

10　決定通知　　申請受付後、内容を審査し助成の可否を決定し、申請者へ通知します。

11　問い合わせ先　　長沼町教育委員会　社会教育課スポーツセンター